

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る評価書案の変更点

修正箇所	意見・情報の募集時の資料 (変更前)	第75回プリオン専門調査会資料 (変更後)
8ページ 6行目	こうしたことを受けて、我が国はこれまで、国内措置及び国境措置からなる各般のBSE対策を講じてきた。	こうしたことを受けて、我が国は <u>1996年に反すう動物の組織を用いた原料について反すう動物への給与を制限する行政指導を行うとともに</u> 、これまで、国内措置及び国境措置からなる各般のBSE対策を講じてきた。
8ページ 27行目	日本において2001年にBSE対策が開始されてから約10年が経過することから、その対策の効果、国際的な状況の変化等を踏まえ、国内の検査体制、輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に基づき再評価を行うことが必要とされている。	日本において2001年に <u>法に基づく</u> BSE対策が開始されてから約10年が経過することから、その対策の効果、国際的な状況の変化等を踏まえ、国内の検査体制、輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に基づき再評価を行うことが必要とされている。
9ページ 2行目	また、他のBSE発生国産の牛肉等については、暫定的に輸入 <u>停止</u> 措置が講じられてから、約10年が経過しており、	また、他のBSE発生国産の牛肉等については、暫定的に輸入 <u>禁止</u> 措置が講じられてから、約10年が経過しており、
17ページ 表4（日本）	<ul style="list-style-type: none"> ・牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。） ・せき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全月齢</u>の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。） ・<u>全月齢</u>のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）
17ページ 25行目	日本では、2001年10月に牛・豚・鶏の肉骨粉を牛の飼料に利用することが禁止されている <u>が</u> 、	日本では、2001年10月に牛・豚・鶏の肉骨粉を牛・豚・鶏の飼料に利用することが禁止されていた <u>が</u> 、
33ページ 23行目	別の牛への100g相当の投与実験では、延髄門部で感染性が認められる前に、胸部せき髄等で <u>一過性</u> の感染性が認められたとの報告があるが、	別の牛への100g相当の投与実験では、延髄門部で感染性が認められる前に、胸部せき髄等で感染性が認められたとの報告があるが、
36ページ 22行目	死亡牛等のBSE検査では、WB及びIHCを用いた確認検査が実施され、	死亡牛等のBSE検査では、 <u>迅速診断検査の結果、陽性となったものについて</u> 、WB及びIHCを用いた確認検査が実施され、

37ページ 1行目	これまで、と畜場における BSE 検査により、12,852,252 頭（2012 年 3 月末現在）の検査を実施したが、BSE 感染牛と確定されたのは 21 であった。	<u>2001 年 9 月に千葉県で確認された 1 例を除き、</u> これまで、と畜場における BSE 検査により、12,852,252 頭（2012 年 3 月末現在）の検査を実施したが、BSE 感染牛と確定されたのは 21 頭であった。
42ページ 1行目	拡大サーベイランスでは、それ以前よりも検査対象頭数が拡大され、健康と畜牛も検査対象とされた。拡大サーベイランスでは、約 2 年間で約 74 万頭の BSE 検査が実施され、2005 年 6 月 24 日（1992 年生まれと推定）、2006 年 3 月 13 日（1995 年生まれと推定）に各 1 頭、米国産の BSE 感染牛が確認された。	拡大サーベイランスでは、それ以前よりも検査対象頭数が拡大され、健康と畜牛も検査対象とされた。拡大サーベイランスでは、約 2 年間で約 74 万頭の BSE 検査が実施され、2005 年 6 月 24 日（1992 年生まれと推定）、2006 年 3 月 13 日（1995 年生まれと推定） <u>及び 2012 年 4 月（2001 年生まれと推定）</u> に各 1 頭、米国産の BSE 感染牛が確認された。
50ページ 4行目	EU 域内からの生体牛の輸入については、1989 年 7 月に、 <u>英国からの</u> 1988 年 7 月 18 日以前に生まれた牛及び BSE 患畜とその疑似患畜である産仔の輸入が禁止された（参照 9, 90）。1996 年には、英国からの生体牛の EU 域内への輸入が禁止され（参照 9, 91）、1998 年にはポルトガルからの生体牛の輸入が禁止された。その後、2004 年にポルトガルからの当該輸出禁止措置が解除され、2006 年には英国からの輸出禁止措置も解除された（参照 9, 92, 93）。	EU 域内からの生体牛の輸入については、1989 年 7 月に、 <u>英国で</u> 1988 年 7 月 18 日以前に生まれた牛及び BSE 患畜とその疑似患畜である産仔の輸出が禁止された（参照 9, 90）。1996 年には、英国からの生体牛の EU 域内への輸出が禁止され（参照 9, 91）、1998 年にはポルトガルからの生体牛の輸出が禁止された。その後、2004 年にポルトガルからの当該輸出禁止措置が解除され、2006 年には英国からの輸出禁止措置も <u>一定の条件を課した上で</u> 解除された（参照 9, 92, 93）。
52ページ 13行目	<u>一次検査</u> は農業・食糧・林業省食品総局（DGAL）が認定した検査施設（全国 57 か所）で実施され、 <u>一次検査</u> で陰性結果とならなかった場合は、サンプルが AFSSA に送付される。迅速診断検査で陰性でなかったサンプルについては、AFSSA が、迅速診断検査、脳幹のいくつかの部位を用いた WB 及び IHC を実施し、最終診断を行っている。	<u>迅速検査</u> は農業・食糧・林業省食品総局（DGAL）が認定した検査施設（全国 57 か所）で実施され、 <u>迅速検査</u> で陰性結果とならなかった場合は、サンプルが AFSSA に送付される。迅速診断検査で陰性でなかったサンプルについては、AFSSA が、迅速診断検査、脳幹のいくつかの部位を用いた WB 及び IHC を実施し、最終診断を行っている。

55ページ 10行目	生体牛の輸入については、1989年に、英国で1988年以前に生まれた生体牛のEU域内への輸出が禁止された	生体牛の輸入については、1989年7月に、英国で1988年7月18日以前に生まれた牛及びBSE患畜とその疑似患畜である産仔のEU域内への輸出が禁止された
62ページ 15行目	米国においては、30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、せき髄、せき柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く。）、背根神経節、及び全月齢の回腸遠位部を除去することが義務付けられている。	米国においては、30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、せき髄、せき柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く。）、背根神経節、及び全月齢の扁桃及び回腸遠位部を除去することが義務付けられている。
62ページ 34行目	その後、食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、一定の条件（20か月齢以下、SRMの除去）の下、2005年に輸入を再開している。	その後、食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、一定の条件（20か月齢以下と証明される牛由来及び全月齢の牛からのSRMの除去）の下、2005年に輸入を再開している。
63ページ 4行目	主な要件として、SRMを全月齢の牛から除去することや、牛肉などは個体月齢証明等の生産記録を通じて20か月齢以下と証明される牛由来とすることが規定されている。	主な要件として、SRMを全月齢の牛から除去することや、牛肉などは個体月齢証明の生産記録等を通じて20か月齢以下と証明される牛由来とすることが規定されている。
64ページ 32行目	カナダでは、全月齢の回腸遠位部及び30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、扁桃、三叉神経節、せき髄、せき柱及び背根神経節がSRMの範囲として規定されている	カナダでは、全月齢の回腸遠位部及び30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、扁桃、三叉神経節、せき髄及び背根神経節がSRMの範囲として規定されている
65ページ 14行目	その後、食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、一定の条件（20か月齢以下、SRMの除去）の下、2005年に輸入を再開している。	その後、食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、一定の条件（20か月齢以下と証明される牛由来及び全月齢の牛からのSRMの除去）の下、2005年に輸入を再開している。
73ページ 16行目	BSE/JP8の門部におけるPrP ^{Sc} の蓄積量は非常に少なく、BSE/JP24の1/1,000程度と推計された。ウシPrPを発現するTgBovPrPマウスを用いた感染実験の結果、感染性は認められなかった	BSE/JP8の門部におけるPrP ^{Sc} の蓄積量は非常に少なく、BSE/JP6の1/1,000程度と推計された。ウシPrPを発現するTgBovPrPマウスを用いた感染実験の結果、感染性は認められなかった
76ページ	以上の結果より、著者らは非定型BSE	以上の結果より、著者らは、定型BSE

34行目	が孤発性の BSE に由来している可能性がある」と推測している。	は孤発性の BSE に由来している可能性がある」と推測している。
82ページ 5行目	その他、デンマーク、ドイツ、アイルランド、オランダ、スウェーデン、米国において非定型 BSE 牛の発生が報告されている。	その他、デンマーク、ドイツ、アイルランド、オランダ、スウェーデン、 <u>米国、日本等</u> において非定型 BSE 牛の発生が報告されている。
98ページ 15行目	脳幹 100g 投与で、延髄門部より前に胸部せき髄等で、牛プリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスを用いるバイオアッセイにより <u>一過性</u> の感染性が認められたとの報告もあるが、	脳幹 100g 投与で、延髄門部より前に胸部せき髄等で、牛プリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスを用いるバイオアッセイにより感染性が認められたとの報告もあるが、
102ページ 30行目	なお、非定型 BSE が人へ感染するリスクは否定できない。 <u>しかし、仮に人へ感染するとしても、</u> 現在までに、日本の 23 か月齢の牛で確認された 1 例を除き、大部分は 8 歳を超える牛で発生している	なお、非定型 BSE が人へ感染するリスクは否定できない。現在までに、日本の 23 か月齢の牛で確認された 1 例を除き、大部分は 8 歳を超える牛で発生している

注：上記以外に句読点及び誤字・脱字並びに文言の整理を実施。

※ 修正箇所は、第 75 回プリオン専門調査会資料におけるページ数及び行数